

第 5 号

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第41号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 認定第1号 平成25年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 3 認定第2号 平成25年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 認定第3号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第4号 平成25年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第5号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第6号 平成25年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第7号 平成25年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第8号 平成25年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
- 10 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命について
- 11 陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情
- 12 陳情第9号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 13 陳情第10号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援について国に意見書提出を求める陳情書
- 14 陳情第11号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情
- 15 発委第9号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出について
- 16 発委第10号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出について
- 17 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 18 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 19 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 20 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（16名）

1番	小根澤 弘 君	9番	黒岩 浩一 君
2番	望月 貞明 君	10番	徳竹 栄子 君
3番	西 宗亮 君	11番	湯本 市蔵 君
4番	田中 篤 君	12番	小淵 茂昭 君
5番	布施谷 裕泉 君	13番	山本 一二三 君
6番	高山 祐一 君	14番	小林 克彦 君
7番	高田 佳久 君	15番	渡辺 正男 君
8番	山本 良一 君	16番	児玉 信治 君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	河野 雅男	議事係長	常田 和男
--------	-------	------	-------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹節 義孝 君	副町長	小林 央 君
教育委員長	村上 温 君	教育長	佐々木 正明 君
会計管理者	花岡 佳昭 君	総務課長	内田 茂実 君
税務課長	大井 良元 君	健康福祉課長	成澤 満 君
農林課長	生玉 一克 君	観光商工課長	藤澤 光男 君
建設水道課長	渡辺 千春 君	教育次長	柴草 隆 君
消防課長	阿部 好徳 君	代表監査委員	中野 隆夫 君

(開 議)

(午後 2時00分)

議長（児玉信治君） 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長（児玉信治君） 本日の議事日程はお手元に配付してありますとおり、9月17日の議会運営委員会に町側から1件、議会側から13件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

1 議案第41号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議長（児玉信治君） 議事に入ります。

日程第1 議案第41号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る9月8日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、常任委員会の審査報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年9月24日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

社会文教常任委員会
委員長 高 田 佳 久

1. 委員会開催月日 平成26年9月12日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第41号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

(以上1件 平成26年9月8日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第41号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査結果について若干補足説明させていただきます。

採決結果ですが、全会一致で採択とさせていただきます。

この条例ですが、本来であれば消費税が8%となる4月1日以前に条例改正が必要であったものです。行政側のチェックミスであり、今後このような事態が発生しないように気をつけていただきたいと思います。

対応策といたしまして、この条例では税率はうたわず税率の変更に連動した文言としていきますので、特段問題ないと判断できます。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第41号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第41号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 2 認定第1号 平成25年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 3 認定第2号 平成25年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 4 認定第3号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 5 認定第4号 平成25年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 6 認定第5号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 7 認定第6号 平成25年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第7号 平成25年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 9 認定第8号 平成25年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（児玉信治君） 日程第2 認定第1号から日程第9 認定第8号までの8議案を一括上程し、

議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(児玉信治君) ただいまの8議案につきましては、去る9月8日の本会議において山ノ内町議会決算審査特別委員会に審査を付託してありますので、決算審査特別委員長から審査の報告を求めることにします。

山本決算審査特別委員長、登壇。

(決算審査特別委員長 山本良一君登壇)

決算審査特別委員長(山本良一君) それでは、審査の結果についてのご報告を申し上げます。

それでは、審査結果を発表いたします。

山ノ内町議会決算審査特別委員会審査報告書

平成26年9月24日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

山ノ内町議会決算審査特別委員会

委員長 山本良一

1. 審査月日 9月9日・10日・11日

2. 審査場所 役場 委員会室

3. 審査議案

(1) 認定第1号 平成25年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について

(2) 認定第2号 平成25年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(3) 認定第3号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について

(4) 認定第4号 平成25年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(5) 認定第5号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(6) 認定第6号 平成25年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(7) 認定第7号 平成25年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(8) 認定第8号 平成25年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

(以上8件 平成26年9月8日付託)

4. 審査要領

審査にあたっては、委員会を3部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等

の説明を聴し、部会会議、正副部会長会議、さらに全体会議をもって討論し結論とした。

5. 経 過

部会の審査区分

第1部会（部会長 布施谷裕泉）

- (1) 一般会計決算のうち総務常任委員会所管に係る費目
- (2) 有線放送電話事業特別会計決算
- (3) (1)～(2)に属する財産に関する事

第2部会（部会長 徳竹栄子）

- (1) 一般会計決算のうち社会文教常任委員会所管に係る費目
- (2) 国民健康保険特別会計決算
- (3) 後期高齢者医療保険特別会計決算
- (4) 介護保険特別会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関する事

第3部会（部会長 高田佳久）

- (1) 一般会計決算のうち観光経済常任委員会所管に係る費目
- (2) 公共下水道事業特別会計決算
- (3) 農業集落排水事業特別会計決算
- (4) 水道事業会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関する事

6. 審査区分

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号は、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定。

7. 決算審査意見

25年度一般会計においては、歳入が63億2,543万円(2.6%増)、歳出が60億77万円(2.9%増)と前年度より増加した。

町税では、税率の変更によるたばこ税の増加はみられたものの土地価格の下落に伴う固定資産税の減少、観光客数は増加しているが入湯税の減が続き、18億2,366万円と、前年度を2.8%下まわったが、歳入全体の34%を占める地方交付税が、算定内容の変更により増加したことと、町債の伸びにより、歳入全体では1億6,008万円の増となった。

当町における納税環境の厳しさは、現年度分と滞納繰越分合計の収納率こそ69.5%と前年度比率に比較して上昇しているが、収納金額を比較すると前年度に比べ5,000万円以上の減額となっていることから感じ取れる。

歳入における不納欠損額は1億4,241万円と前年度に続き多額な処理がされたが、25年度末滞納繰越金残高は、6億5,483万円となっている。税の公平感を保つためにも、税収の確保と収納には一層の努力が必要と考える。

歳出では、消防費が消防庁舎本体の工事終了により2億3,471万円(33.1%)と大きく減少したが、その他の費目においては、総務費では、雪室整備などに4,615万円(6.6%)増。民生費は、ほなみ保育園大規模改修などで8,672万円(7.2%)増。商工費は、上林テニスコート改修などにより4,035万円(12.5%)の伸び。教育費では、スクールバス購入や文化センター舞台照明の更新で、6,463万円(16.3%)増とそれぞれ増加となったことに加え、台風18号豪雨被害に係わる災害復旧費、2,787万円(495.4%)と総じて増加している。厳しい財政状況の中にあっても、事業執行にあたり広く、町全体を照らす灯台のような姿勢が感じられ評価したい。

町債残高は、25年度末残高57億300万円で増加傾向であるが、これは過疎対策事業債の積極的な活用による事業の増加が主因である。本年度発行額が8億円を超えたこともあり、後年度の償還金などに十分留意されたい。

25年度予算は、24年12月に発足した第二次安倍内閣により発表された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」などのいわゆるアベノミクスにより、景気回復に対する国民の期待感が膨らみつつある中で編成された。

しかしながら、当町においては長期にわたる不況や、少子高齢化(人口減少)の進展、豪雪・豪雨による被害などもあり基幹産業である観光業と農業においては好況感を実感できない状況が続いている。

今後の財政運営にあたっては、従来の手法にとらわれず「将来に希望を持てる町」創生にむけ、大きく舵を切っていただくことも必要になると考えられる。

【部会意見】

〔第1部会〕

1. 一般会計

(1) 総務費

○第5次総合計画実現に向け、まちづくり重点アクションプランの進捗状況を検証し、さらに積極的に取り組むこと。

○税の収納率向上に向けて、さらなる努力をすること。

(2) 民生費

○人権尊重社会の確立と、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に推進すること。

(3) 消防費

○危機管理態勢の強化と防災意識の啓発をはかること。

○地域防災力向上と自主防災組織の育成強化をはかること。

2. 特別会計

(1) 有線放送電話事業

○新情報システムとしての事業計画を具体化すること。

〔第2部会〕

1. 一般会計

(1) 民生費

○子ども・子育て支援事業計画策定にあたっては、ニーズを把握し、きめ細かな施策に取り組むこと。

○戸籍・住民票等交付の際の「本人通知制度」を検討すること。

○婚活支援には、行政が積極的に関わること。

(2) 衛生費

○ごみ減量のため、衛生自治会と連携して、意識の啓発につとめること。

○各種健（検）診の受診者増につとめ、健康づくりを推進すること。

(3) 教育費

○社会体育施設について、検討委員会を設立し整備計画を検討すること。

○児童・生徒にとって安全な教育施設整備につとめること。

○通学の安全確保につとめること。

2. 特別会計

(1) 国民健康保険特別会計（事業勘定）

○特定健康診査については、受診率の目標値達成に向け努力すること。

○保険税の収納率向上につとめるとともに、会計の安定的な運営をはかること。

（直営診療施設勘定）

意見なし

(2) 後期高齢者医療特別会計

意見なし

(3) 介護保険特別会計

○介護予防を充実させるとともに、利用者の希望や状況を把握し、適切なサービス提供に万全を期すこと。

○介護保険支払準備基金は、適正な活用を検討すること。

[第3部会]

1. 一般会計

(1) 農林水産業費

○有害鳥獣対策は、地域の安全を含め、総合的・組織的にさらに強化すること。

○人・農地プランによる農業経営ビジョンの具現化をはかること。

(2) 商工費

○観光連盟との新たな連携・協力体制を構築し、観光振興に取り組むこと。

○案内看板等は、「おもてなし宣言」をした町にふさわしいか検討し、整備すること。

○観光地としてふさわしい公衆トイレのあり方を検討し、計画的に整備充実につとめること。

(3) 土木費

○公民館・公会堂の避難所耐震化対策を早急に実施すること。

○急傾斜地砂防対策事業をすみやかに進めること。

(農林水産業費・商工費共通)

○エリアの拡大したユネスコエコパークを活用し、産業振興をはかること。

(商工費・土木費共通)

○観光立町としてふさわしい夜間瀬川流域の景観整備を推進すること。

2. 特別会計

(1) 公共下水道事業特別会計

○加入率・接続率の向上をはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続を求めること。

○使用料及び分担金の滞納解消につとめること。

(2) 農業集落排水事業特別会計

○接続率の向上をはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続を求めること。

○使用料及び分担金の滞納解消につとめること。

3. 水道事業会計

○浄水場施設更新までの間、既存施設の維持管理と水道水の安定供給につとめること。

以上でございます。

議長(児玉信治君) これより決算審査特別委員長から報告のありました8議案に対して、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号 平成25年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、決算審査特別委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

15番 渡辺正男君、登壇。

(15番 渡辺正男君登壇)

15番(渡辺正男君) 認定第1号 平成25年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論を行います。

平成25年度予算案が提案された昨年3月議会で反対をさせていただきました。当時は、安倍晋三内閣が直前の総選挙で復活し、アベノミクスと称し翌年4月に予定された消費税の5%から8%への増税分を前食いした15カ月予算を組んだときでした。この予算は、異常な金融緩和とともに大企業の成長力重視の大手ゼネコンしかもうからないような高速道路や大型港湾など、大型公共事業ばかりを優先した国民の暮らし無視の、財界とアメリカ言いなりの政治を完全に復活させる予算であり、デフレ不況脱却に逆行する予算でした。

景気対策の目玉だった地域の元気臨時交付金について、町長は当時たくさんの事業を上げたがほとんどが拾ってもらえず、大手ゼネコン等の大きい事業しか対象にならなかったと説明しまし

たが、まさにそのとおりでした。決算額わずか441万円という結果が、このことを如実に物語っています。

私たち日本共産党は、消費税増税ではなく歳出の無駄の削減、大企業への優遇税制を正すこと、証券優遇税制の廃止、所得税、住民税の最高税率を99年度の減税前の水準に戻すことを初めとして、富裕層にきちんと課税するような抜本的な税制改革を行うこと、大企業の多額の内部留保を活用した労働者の賃上げなどを提案し、この予算案に反対をしました。こうした大企業優先、国民の暮らし破壊の国の予算と密接に関係した当町の予算、決算には基本的には賛成できないというのが私たちの立場です。

アベノミクスについて、少し触れておきます。

安倍内閣が先週末発表した9月の月例経済報告で、政府の景気判断を5カ月ぶりに下方修正し、4月に消費税を増税した後の落ち込みが長引いていることを認めました。これまで4・6月期の落ち込みは増税前の駆け込み需要の反動で、7月以降反動は和らぎつつあるとしていたのを撤回したのです。

日本経済は物価が上昇を続ける中で、国民の収入が目減りが続き、増税の影響も加わって消費が落ち込んでいます。このところの急激な円安が輸入物価の急騰を招く心配もあります。日本経済の変調は明らかです。増税前の駆け込み需要の反動減にとどまらない深刻な事態が広がっています。増税を見越して、1・3月期の個人消費は前期に比べ2.0%ふえましたが、駆け込み需要としては弱いものでした。しかも、増税後の4・6月期は一転5.1%の落ち込みです。反動減としては予想をはるかに超える大きなものでした。国内総生産全体でも年率7.1%もの大幅な落ち込みです。しかも落ち込みは7月になってもとまらず、7月の家計調査で実質消費支出も5.9%もの低下です。

異常な金融緩和と公共投資など財政の拡大、大企業のための規制緩和を3本の柱とするアベノミクスは大企業のもうけをふやしただけで、労働者の収入や雇用の拡大には回っていません。それどころか円安と消費者物価の上昇を招き、実質賃金の目減りを激しくしています。毎月勤労統計で見た勤労者世帯の実質賃金は、増税前から13カ月連続のマイナスです。国民が消費をふやすゆとりがないのは文字どおりアベノミクスによるものです。

安倍内閣はこうしたアベノミクスを改めるところか、内閣改造後いよいよこれからが第二幕だと、金融緩和や規制緩和に拍車をかけています。その中で狙っているのが、来年10月から消費税の税率を8%から10%に再増税することです。増税が強行されれば、消費をさらに落ち込ませることは明らかです。私たちはこうした暮らしを破壊する増税の企てに反対し、中止に追い込むために全力を挙げる決意であります。

さて、当町の25年度一般会計歳入歳出決算についてです。

予算案段階で指摘させていただいた問題点について検証してみたいと思います。以下そのときの私の討論からそのまま読み上げてみます。

①同和対策の多額の団体補助金継続には問題があり、一般対策としての見直しが必要です。

②正職員削減の中で置きかえられてきた嘱託、臨時職員の処遇は不十分で、官製ワーキングブアをつくり出していると言っても過言ではない状況です。財政面からだけの効率的活用ではなく、働きがいの持てる仕事となるような処遇改善にこそ取り組むべきと考えます。

③第6次産業化施設、体育施設等の公共施設整備の具体化が進んでいません。町民参画の観点からも庁舎内組織での検討、見直し、町民全体の組織を立ち上げて、施設のあり方や立地も含めて検討すべきです。

④まちおこし、地域活性化策、配偶者対策には積極性が感じられません。空き家有効活用や地域おこし協力隊制度の導入、婚活イベントなどの議員からの提言を少しでも検討されてきたのでしょうか。疑問が残ります。

⑤まちエコツアーについては、前年度実行委員会委託120万円から230万円の負担金へと大幅に増額されています。しかし、職員主体の実行委員会への負担金には問題があります。さらに、観光関係団体との協力、連携がとれているとは言いがたく、構想段階からの関係者、町民の参画は欠かせません。事業評価においても同様であります。

ここまでが昨年の3月、予算に対する問題点の指摘の部分であります。

この中で改善が見られたのは、空き家の有効活用、それから地域おこし協力隊の制度導入の部分でした。この点は率直に評価したいと思います。

しかし、ほかの部分については改善が見られず、そのままの指摘をしておきたいと思います。

特に、エコツアーについては、実行委員会への負担金230万円を支出しながら事業実施は断念、事業費は26年度志賀高原ロングライドにスライドするといった異常な事態になっています。しかも、26年度予算で200万円の追加負担も発生しており、疑問です。

また、いのちを守る森づくり事業については625万円もの予備費対応という異例の決算になりました。事情があったことは理解しますが、町民への説明不足は否めません。

寄附金募集の説明文では、寄附金と基金については、毎回、経年度の歳入歳出決算書で公表するとなっています。この点からも。決算書類は寄附者に対して十分な説明をしているとは言いがたい内容と考えます。

今回、奨学金貸付事業の成果報告を見て愕然としました。24年度から大学生等にも対象拡大、町に定住を条件に一部返済免除と制度拡充が図られ、提言した私の立場とすれば、大いに評価をさせていただいたところでもあります。ところが、25年度は12人が出願したにもかかわらず5人だけ採用、7人が不採用とのことです。教育の機会均等や若者の定住対策に資する大切な制度がこれでは機能しません。積立金の増額補正をなぜとらなかつたのか残念でなりません。せっかく出願手続をとったのに、不採用とされた7人の子供たち、親御さんはどんな気持ちだったのでしょうか。卒業後この町に帰ってきてくれるのでしょうか。

平成25年度一般会計歳入歳出決算については、農業振興の農業機械等導入支援の増額補正対応、国民健康保険会計への法定外繰り入れ3,000万円など、積極的に評価できる点もありますが、全体的として問題点が多く、町民の元気暮らしサポートと呼ぶには不十分な内容と判断いたしました。

た。よって、本認定案には反対をさせていただきます。

以上です。

議長（児玉信治君） 次に、決算審査特別委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

4番 田中篤君、登壇。

（4番 田中 篤君登壇）

4番（田中 篤君） 認定第1号 平成25年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論をさせていただきます。

決算審査特別委員会の審査は原案のとおり認定すべきものと決定し、決算審査意見とともに先ほど委員長より報告がありました。改めて私からも賛成討論いたしますので、皆様方のご賛同をお願いいたします。

山ノ内町の景気はアベノミクスでよくなると期待をしましたが、危惧されていた円安による輸入物品、中でもエネルギー価格の上昇の結果、購買力の減少、実質賃金の低下でスタグフレーションを起こしつつあります。その結果、観光と農業に依存する我が町は、観光客数はわずかに増加いたしました。コストがかさみ、経済の状態は相変わらず弱いのが現状です。

そのような中で平成25年度の一般会計歳入歳出決算は、消防庁舎建設が終わり消防費が大幅な減少にもかかわらず、歳入が前年度比2.6%増、歳出が前年度比2.9%増になり、決算規模が4年ぶりに増加いたしました。これは景気後退を受けての町民生活を守るため、町の財政出動の一面を持っていたと考えられます。

歳出は計画的支出だけでなく、台風、豪雪等の災害復旧等にも適切に対処し、全体として町民目線で適切に執行されたと思われ。歳入では、町税収入の続落傾向に歯どめがかかりません。かわりに地方交付税が増加しており、町債発行額も前年より増加しました。財政指標は必ずしもよいとは言えませんが、先年問題になりました地方公共団体財政健全化法による健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とともに黒字のため問題なし、実質公債費比率と将来負担比率は着実に改善しております。その結果、町民が危惧されていた町の財政破綻の心配はございません。全体として町税の減少を地方交付税及び町債で補う厳しい財政状態の中でも、バランスのとれた財政運営と言えます。

今後については、地球温暖化の要因か近年の世界、日本各地での災害の多発、そして人口減少社会の顕在化に対処すべく、過去の延長線上の施策から脱皮して、未来に向けて町民が明るい気持ちになれるような財政運営を望みます。

以上により、認定第1号 平成25年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算認定を賛成とさせていただきます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

8番 山本決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長（山本良一君） 先ほどご報告いたしました中で、同僚議員より御指摘ござい

まして、一行読み飛ばしたおそれがありますので、追加したところを含めまして再度ご報告したいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（児玉信治君） 8番 決算審査特別委員長、登壇。

（決算審査特別委員長 山本良一君登壇）

決算審査特別委員長（山本良一君） 実に私らしい失敗を犯したおそれがありますので、間違いのないように再度提案させていただきます。

商工費からの行になると思ひますので、そこから段落を読ませていただきますので、追加させていただきます。

商工費は、上林テニスコートの改修などにより4,035万円（12.5%）の伸び、教育費ではスクールバス購入や文化センター舞台照明の更新で6,463万円（16.3%）増と、それぞれ増加になったことに加え、台風18号豪雨被害に係わる災害復旧費2,787万円（495%）と総じて増加しているという形で再度提案させていただきます。

議長（児玉信治君） ただいまの山本決算審査特別委員長の報告のとおり登載を決定いたします。

認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第1号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 13名。起立多数であります。

したがって、認定第1号 平成25年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号 平成25年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行ひます。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第2号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第2号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成25年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について討論を行ひます。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第3号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第3号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 平成25年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第4号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第4号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成25年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第5号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第5号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 平成25年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第6号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第6号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成25年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 平成25年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第7号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第7号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成25年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号 平成25年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第8号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第8号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 平成25年度山ノ内町水道事業会計決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

10 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命について

議長(児玉信治君) 日程第10 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

村上教育委員長の退席を求めます。

(教育委員長 村上 温君退席)

議長(児玉信治君) 提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い山ノ内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字佐野963番地。

氏名、村上温。

生年月日、昭和13年9月16日生まれ。

任期は、平成26年10月9日から平成30年10月8日までの4年間であります。

提案理由は、任期満了により再任するものであります。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長(児玉信治君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(児玉信治君) 全員です。

したがって、同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

村上教育委員長の復席を認めます。

(教育委員長 村上 温君復席)

11 陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情

議長(児玉信治君) 日程第11 陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、本年度第1回定例会において観光経済常任委員会に審査を付託し継続審査となっておりますが、お手元に配付してあります申出書のとおり、さらに観光経済常任委員長から、会議規則第75条の規定により、継続審査とする申し出がありました。

お諮りします。陳情第5号について観光経済常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審

査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情については、観光経済常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

12 陳情第9号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

議長(児玉信治君) 日程第12 陳情第9号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり観光経済常任委員長から、会議規則第75条の規定により、継続審査の申し出がありました。

お諮りします。陳情第9号について、観光経済常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、観光経済常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定されました。

13 陳情第10号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援について国に意見書提出を求める陳情書

議長(児玉信治君) 日程第13 陳情第10号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援について国に意見書提出を求める陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る9月2日の本会議において、観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長(山本良一君) それでは、慎重に陳情審査報告書をご提案いただきます。

平成26年9月24日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

観光経済常任委員会

委員長 山本良一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第

95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第10号
2. 受理年月日 平成26年8月22日
3. 件名
(陳情第10号)
農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援について国に意見書提出を求める陳情書
4. 付託年月日 平成26年9月2日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の内容についてご報告いたします。

首相が昨年の10月バリ島でのAPEC首脳会議、TPP首脳会議出席の際、日本企業に革新を促すため税をインセンティブとして大胆に用いると述べまして、あわせて電力、農業、医療、これを名指して規制改革を進める、こういった方針を示しています。岩盤のように固まった規制を打ち破るには強力なドリルと強い歯が必要だと、自身はドリルの歯になると、こう発言しております。

以上に沿って、政府が活動して閣議決定した農業改革プランなんですが、まさにその岩盤に的を絞っての策ということで、今回、全国のJAグループの一員として政府に対する陳情書を意見書を提出していただきたいという、こういう陳情がまいったわけです。

審査の中で、今回の陳情趣旨にございました農業改革、農協改革とともに農業委員会の組織改革なども今回の案には含まれる、こんなことから山ノ内町にとっても極めて重大な影響を及ぼすことであるということで、議論をさせていただきました。

その中で、単なる規制改革の声だけでなく、農家、農村を守ることを中心に現場の実態に即した農業者、地域のための自己改革の必要性、これを訴えた陳情要旨をもとに、委員全員は理解すると、その意思に対しては理解するという形での全員賛成の結果でございます。

審議の中では、果たして現在の農協は組合員や会員に最大奉仕する団体であるか、また、政府の方針に対してJAとして一体何をどうしようとしているのか、陳情内容にそういったことが示されていないと、そういったような疑問も呈されたわけですが、単なる一単協の問題ではなく、JAグループとしての農業協同組合の組織としての今回は陳情であるという形の中で、陳情書の中にございますJAの意思ですね、農協と地域を守ろうとする人々のために自己改革を進めると、こういう言葉を書いて陳情されているということをもって、今回は可決すべきものという結論に至ったものです。

以上、よろしくご審査の上、賛同をお願いいたします。お願いします。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し質疑を行います。

9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 2点質問させていただきます。

陳情書を見ますと、JAグループ自身も改革の必要性を認めていると。しかしながら、政府の改革案には反対しているわけです。したがって、今回JA側が主張している自己改革案の方向性はどうか、これについては陳情書を見る限りでも、ただいまの委員長の説明を聞く限りでも、全然わかりません。この自己改革の方向について、陳情書だけではわからないからということで陳情者の補足説明等を聞く機会があったかどうか、これが1つの質問です。

議長（児玉信治君） 8番 山本観光経済常任委員長。

観光経済常任委員長（山本良一君） 先ほど申しましたとおり、私どもも具体的なものは何もないと、そういう判断です。ただし、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、単協の有無にかかわらず、要するに政府が上からおろしてくるというさまざまな、一括でネットでおろしてくるということに対しては、やはり若干違和感があるということで、非常に高度な政治的判断をいたしましたと、そういうことでございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） いま1点質問をさせていただきます。

前の郵政改革のときなんかを見ても、こういう大きな改革を組織自身がやるということは、これは極めて難しいことなんです。JAグループは自分でやると言っておると。そのJAグループ自身の自己改革推進能力、これについて委員会は納得したのかどうか伺います。

議長（児玉信治君） 8番 山本観光経済常任委員長。

観光経済常任委員長（山本良一君） JAグループにその能力があるかどうかまでは、要するに議論には達しておりませんが、JAグループがやると言っている以上やるでしょうと、そういう形での解釈です。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、観光経済常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番 黒岩浩一君、登壇。

（9番 黒岩浩一君登壇）

9番（黒岩浩一君） 9番 黒岩浩一です。

ただいまの陳情の採択についての反対の立場から討論させていただきます。

第二次大戦終了で農地改革が実現して依頼、JAが農村で一定の役割を果たしたことは、これはもう私も認めます。

しかし、先ほどの委員長の説明を聞いても、JAが主張している自分自身による自己改革の方向性が不明確でありますし、またそれ以前にJAの自己改革推進能力には大いに疑問がございます。

す。したがって、この陳情採択には賛成できません。

3点ほど、この点について説明いたします。

第1番ですけれども、ここ三、四十年の農業の採算の悪化、人材の都会流出、その結果として後継者不足、耕作放棄農地と荒廃山林の急増、こういうような社会の流れに対して、JAや農水省農林族議員は、米の減反とか本来の農業関連業務の赤字を補うために金融事業で利益を補うなどというこそくな対策に終始してきており、またその組織も老化して構造疲労を来しております。TPP問題などについても後追いで反対、反対と騒ぎ立てるだけで、明確な対案は出されておられません。それなのに今になって自己改革をすと言い出しても、説得力を感じません。これが第一です。

それから、2番目に、そのような今までのビヘービアとその自己改革の方向性と、その改革断行の不退転の決意が示されていない以上、自分で改革するから国が口を差し挟まずに側面的に支援してくれというのは甘えでありまして、実情としては低次元の組織防衛にすぎないということが見え見え過ぎます。今必要なのは前の郵政改革でもやってみたいに、組織の切り分けを含む徹底的な改革、会社化などをも含めて徹底的な改革であります。JA自身それができるかどうか、先ほど申しましたように極めて疑問であります。

それから、3番目、現在全国的に意欲的な農家、意欲的な農業経営者がJA離れを起こしている状況を直視して、JAの組織防衛が本当にやる気のある農家のためになるのか、日本の農業のためになるのかということ、この際よく考え直す必要があると思います。

以上の理由により、この陳情採択には反対いたします。

議長（児玉信治君） 次に、観光経済常任委員長長の報告に対し賛成者の発言を許します。

11番 湯本市蔵君、登壇。

（11番 湯本市蔵君登壇）

11番（湯本市蔵君） 11番 湯本市蔵です。

陳情第10号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援について国に意見書提出を求める陳情書について、採択すべきものとの委員会審査報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

陳情書にある政府が6月24日閣議決定した規制改革実施計画等には、農業委員会の公選制を廃止し市町村長の任命制にするなどの選挙、選任方法の見直し、全中の実質的廃止や信用共済事業の分離など、農業協同組合の見直し等々重大な内容があります。しかも、このような改革案が農業団体や現場の意見をほとんど聞かず、規制改革会議での財界側委員の主張をそのまま取り込んで拙速に出されていることは大問題です。これに対し当事者である農業協同組合が慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求めることは極めて当然だと思います。

私もJA志賀高原の組合員、総代であります。5月27日のJA志賀高原の総代会では、農業、地域の持続的発展に向けて（TPP交渉における国会決議の実現）と、自主自立を基本とする農業協同組合の維持発展に関する特別決議が全会一致でされました。それを見ますと、その記の2

というところに、総合農協の解体や農村の崩壊につながる実態を無視した農業改革案に組合員の総意をもって反対し、農業者の所得向上と地域農業の発展に向けて、組合員の意思決定に基づきみずから経営事業の改革、展開を図り、農業協同組合の維持発展を着実に進めるとなっております。

今回の陳情は、総代会の特別決議の具体的な行動であり、組合員すなわち大半の町民の願いだと思います。請願、陳情審査の基準である願意は妥当であり、実現の可能性はもちろん必要性は極めて大きいと思っております。

よって、詳細は意見書の討論で申し上げますが、陳情書の採択に賛成であります。

以上です。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

陳情第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第10号を観光経済常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多数起立)

議長（児玉信治君） 14名で多数であります。

したがって、陳情第10号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援について国に意見書提出を求める陳情書については、観光経済常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

14 陳情第11号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情

議長（児玉信治君） 日程第14 陳情第11号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る9月2日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、陳情の審査報告をさせていただきます。

平成26年9月24日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

社会文教常任委員会

委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会議会規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第11号
2. 受理年月日 平成26年8月25日
3. 件名

(陳情第11号)

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情

陳情者 中野市三好町一丁目1-19 北信地区労働者福祉会館内
北信地区憲法をまもる会
会長 涌井 純生

4. 付託年月日 平成26年9月2日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過について若干の補足説明をさせていただきますが、採決の結果ですが、賛成4ということで、賛成多数で採択とさせていただきました。

当山ノ内町議会では平成26年3月定例会で、集団的自衛権に関する法的解釈の変更をすることに反対する陳情を採択してございます。今回の陳情に関しましても、閣議決定はあくまでも法的解釈、憲法解釈の変更をベースにし関係法律を整備しようとするものです。

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対している観点からも、要望の趣旨には賛同できるものとしたしまして、採択すべきものと決定しました。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上、審査経過及び委員会報告を終わりにします。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し質疑を行います。

9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 3点質問させていただきます。

まず、第1点ですけれども、集団的自衛権そのものに本質的に反対ということなのか、それとも閣議決定で憲法解釈を変えるという方法論に反対なのかお伺いいたします。第1番目の質問です。

議長（児玉信治君） 7番 高田社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長（高田佳久君） 基本的に集団的自衛権に反対するというよりは、法的解釈に対する考え方ということで変更することに対する考え方として、今回は反対させていただきました。

3月の定例会においても憲法解釈を変えるということについて当議会も反対しておりますので、それに基づいた形での考え方とさせていただいております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 2番目の質問ですけれども、個別的自衛権と集団的自衛権は別物なのか、それとも、場合によっては集団的自衛権は個別的自衛権のその延長線上にあると考えられるのか、

この点についてお伺いいたします。

議長（児玉信治君） 7番 高田社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長（高田佳久君） 集団的自衛権と個別的自衛権についての解釈等々につきましては、委員会の中では今回は審査しておりません。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） では、3番目の質問に入ります。

請願書添付の意見書案には、国際法という言葉が引用されております。この国際法を重視しないという、場合によっては無視する国や組織の存在を想定した上での今回の決定なのか、そういう想定はしていないのか、この辺について伺います。

議長（児玉信治君） 7番 高田社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長（高田佳久君） その点につきましても、特設委員会の中では議論等の対象にはなっておりませんでした。

以上です。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、社会文教常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

2番 望月貞明君、登壇。

（2番 望月貞明君登壇）

2番（望月貞明君） 2番 望月貞明です。

陳情第11号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情に反対の立場で討論をします。

国民の命と平和な暮らしを守ることは政府の責任です。現在、核兵器を初めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発による脅威の高まり、領域をめぐる国家間の衝突の頻発など、アジア太平洋地域には、いつ日本の安全に重大な影響を及ぼすかわからない問題が山積しています。こうした日本を取り巻く環境の変化に対応する必要があります。

そのためには、武力紛争を未然に防ぐ外交努力に加え、国民の命にかかわるような万が一の事態に対応できるように切れ目のないしっかりとした安全保障体制を構築する必要があります。万全の備えをすることで、他国が日本への攻撃をためらうようになり、紛争を抑止する力が高まります。

閣議決定文の冒頭で、日本の安全保障の基本方針である専守防衛の堅持を明言しております。そして、自衛隊に武力行使を認める場合は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置に限り、それ以外の目的で武力行使することは認めておりません。つまり、他国防衛を目的とした武力行使できるとする、いわゆる集団的自衛権行使は認めておりません。

評論家の田原総一郎氏は、7月1日の閣議決定文をよく読むと集団的自衛権の行使を認めたと
いうより、むしろ個別的自衛権を延長したものと受け取れる内容になっていると述べております。
安倍首相も他国の防衛、それ自体を目的とするものではなく、専守防衛を維持し、海外派兵を許
さないという原則は変わらないとした上で、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加する
ようなことは決してないと断言しております。

憲法は第9条で戦争の放棄、戦力の保持、交戦権の否認を定めていますが、前文では国民の平
和的生存権を、第13条では生命、自由及び幸福の追求に対する国民の権利を国政の上で最大の尊
重をする旨を定めております。これらの条文の趣旨を踏まえると、憲法は国家の存立を全うし、
国民が平和のうちに生存することまで放棄していないことは明らかで、自国の平和と安全を維持
するため必要な自衛の措置をとることを禁止しているとは思えません。

横畠内閣法制局長官は、今般の閣議決定は、憲法第9条のもとでも一定の例外的な場合に自衛
のための武力の行使が許されるという1972年の政府見解の基本論理を維持し、これを前提とし、
これまでの憲法第9条をめぐる議論と整合する合理的解釈の範囲内のものであると考えている。
したがって、閣議決定は憲法改正によらなければできないことを行うという意味での、いわゆる
解釈改憲には当たらないと明言しております。

憲法学の木村草太首都大学東京准教授も、従来の憲法解釈と完全に整合していると明言して
おります。

政府が自衛力行使を認める場合の判断基準が次の新3要件です。

1、日本に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、日本と密接な関係にある他国に対する
武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が
根底から覆される明白な危険がある場合。

2、これを排除し日本の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がない場合、必要
最小限の実力を行使する。

これについて横畠内閣法制局長官は、日本への武力攻撃ではなく、日本と密接な関係ある他国
への武力攻撃の発生に自衛隊発動の要件とする場合でも、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様
な深刻、重大な被害が国民に及ぶことが明らかな状況でなければ、自衛隊は武力行使できないと
国会で答弁しております。

他国防衛だけを目的とした政府が自衛隊に武力行使を認めることはできません。ここで使われ
る明白な危険とは、法律の世界では客観的に誰もが納得できるレベルで、因果関係を合理的に説
明できる状況でない限り、法律上の明白な危険とはみなされません。したがって、政府が恣意的
に武力行使を判断する余地はありません。

今回の閣議決定について、村田晃嗣同志社大学教授は、公明党が与党の中で慎重な態度をとっ
たことで、手続の面でも中身の面でも議論をより緻密かつ慎重に進めることができた。自民党は
連立を組む公明党と調整を要した結果、与党として多面的な視点から検討することができた。安
全保障という国家の根幹をなす課題を議論し、意思決定する上で今回のプロセスは我が国にとつ

てよい経験になったと評価しております。

今回の閣議決定の内容が一方的な新聞報道等により、いまだ県民に正しく理解されていないように感じます。皆さんには、虚心坦懐に閣議決定文を読み、正しい理解が進むことを念願し反対討論とします。

議長（児玉信治君） 次に、社会文教常任委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

5番 布施谷裕泉君、登壇。

（5番 布施谷裕泉君登壇）

5番（布施谷裕泉君） 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この3月に当議会は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府見解の堅持を求める陳情を採択し、意見書を発委で提出いたしました。しかし、7月1日、政府は集団的自衛権行使を可能にする閣議決定を行ってしまいました。積極的平和主義のもとに、憲法9条を改正し、普通に戦争のできる国に変えたいとする強固な意思が安倍首相にはあります。そのために、まず、96条の改正を目指したわけですが、これも時間がかかると見て、解釈変更を閣議で決定したと、こういうことであります。

問題は、この国家の一大事を国会での論議を含め国民への説明もないまま解釈変更を一内閣が決めてしまったということにあります。それ以上に大きな問題は、集団的自衛権行使そのものが憲法第73条に違反するということです。正確な言い方をすれば、集団的自衛権でしか説明のつかないような対外軍事行動は憲法第73条に違反するということです。

73条には、内閣の職務について書かれております。自衛隊は内閣の下部組織として、当然のこの枠内に入るわけですけれども、対外軍事活動についてはどこにも書かれてなく、集団的自衛権の行使は明らかに権限を逸脱しているというものです。要するに、集団的自衛権行使には、憲法を改正しなければならないこととなります。

本来であれば、ここで原点に戻るといえることになると思うんですけれども、今回のように、かつての砂川事件の判決事例を真逆にかつ強引に解釈され、集団的自衛権容認の法的根拠に使われた例もあります。恐らくこれからは目的のためには手段を選ばず的な手法がとられることになるのは、容易に想像がつくことであります。

今の政権は、身内の党意も余り気を使っている様子は見られませんし、ましてや今回の集団的自衛権に代表されるように国民の意思を酌み取る気配も全く感じ取れません。唯一気を使っているのは、パートナーを組む公明党だけです。ただ、今回の閣議決定は幸いにも集団的自衛権と個別的自衛権の重なる部分の解釈で、結果的には、これまで進められてきた個別の範疇を出ていないと読むのが正解であり、この文言に落ち着かせるために公明党と法制局長官の念入りな努力があったことも事実のようです。

さらに、自衛隊法の改正を含めた関連法案の審議を1年先送りにしましたけれども、これはこれから迎える沖縄県知事選、福島県知事選、来年春の統一地方選など大事な選挙を見据え、そこ

から目線をそらすためだけのことで、その先には憲法改正を初め国の進路に対し大きく舵を切られる可能性があります。尖閣問題等、不穏な動きが発生していることは事実でございます。だから集団的自衛権は必要だとする意見も聞かれます。しかし、これこそ個別的自衛権で十分対処できる問題です。日本と直接関係のない戦争に参加するのは、はっきり区別して考えなければいけないことだと思います。

今回の閣議決定が即対外軍事活動に結びつかないにしても、集団的自衛権という文言が盛り込まれたことは厳然たる事実です。このことがアリの一穴になることを防ぐためにも、あえて地方から声を大にして発信すべきだと思います。その意味で、社会文教常任委員会の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情に対し、審査結果、採択すべきものと決定ということに賛成です。

以上でございます。

議長（児玉信治君） ほかに討論はございますか。

9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 反対討論をやらせていただきたいので、登壇しましょうか、ここでよろしいですか。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君、登壇。

（9番 黒岩浩一君登壇）

9番（黒岩浩一君） 委員会の採択決定に対する反対の立場から討論いたします。

先ほどのその望月議員の話で大体もう言い尽くされておりますけれども、そこで指摘されなかった二、三点について申し上げます。

1つは、先ほどの私の基本的な問題点に対する質疑に対して、委員長は審議されなかったという答弁でございました。ああいう問題を審議されないということであつたら、これはもう審議不十分で、時間がなかったのであれば継続審議にするのが当然であつて、今回、採択というふうに発したのについては私は理解できません。これが1つでございます。

それから、先ほど尖閣だとかについては、個別的自衛権で十分対処できるというお話がございました。これは通常であればそうでございます。ただし、核を持っている国、核を持とうとしている国に対して一定限度以上の抵抗ができるかどうか。向こうは使わなくても威嚇の道具としては核があるわけですから、そういうのに対して個別的自衛権で対処できるというのは、あるいは国際法で対処できるというのは、これはちょっと私は賛成できません。これが2つです。

それから、いま一つ、自衛権じゃなくて、他国の防衛、地球の裏側の問題にまで駆り出されたらそれはとんでもないと、これはもうそのとおりでございます。

ただし、我が国の利害に関係ない他国防衛、地球の裏側の事件、これに自動的に巻き込まれない条件づくりは当然可能でございますし、現に、実名を挙げますと日本と米国以上の深い関係を持っている英国、それからオーストラリア、それからドイツ、こういうところも無条件で派兵するわけじゃなくて、そのケース・バイ・ケースに十分審議をして、その場合によっては送り込ん

でおります。全然、その利害が関係ないところに送り込むはずはございません。例えば英国が始めたフォークランド事件、これに対して英国の同盟国、これは全然手出しをしておりませんし、ということで余り同盟を結ぶとすぐ他国の防衛に巻き込まれる、集団的自衛権というのはそういうものだというふうに解釈するのは早計であって、先ほどの望月議員の話でその辺は十分ご理解いただけたと思います。

ということで、私はこの件については採択に反対いたします。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

陳情第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第11号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多数起立)

議長（児玉信治君） 起立10人で多数です。

訂正をいたします。

起立11名で多数です。

したがって、陳情第11号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

15 発委第9号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出について

議長（児玉信治君） 日程第15 発委第9号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出についてを上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長（山本良一君） それでは、陳情第9号、皆様方先ほどご可決いただきましたことに関連する発委第9号を御提案申し上げますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

発委第9号

農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年9月24日 提出

観光経済常任委員長 山本良一

平成26年9月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

それでは意見書を朗読させていただきます。

農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書

農業改革が必要であることは、多くの農業関係者、国民が認識している。農業従事者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積しており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者を始めとした積極的な取り組み・改善が必要なことは言を待たない。

しかしながら、これまで地域の農業・農村を維持し、また地域の重要なライフラインとして役割を担ってきたのが農業協同組合であることは紛れもない事実である。また、地域における新農政の推進や災害からの復興などにおいても、行政と一体となった取り組みを行っており、農業協同組合は組合員及び地域住民にとって欠かすことの出来ない存在となっている。

農業改革を実行するに当たっては、こうした経過や現状、地域の実態を踏まえ、十分な議論を尽くした改革を行っていくことが当然であり、民間組織である農業組織・事業の改革にあっては、組合員の意思決定に基づく自己改革を基本にしていくべきである。

しかし、今般の規制改革に係る議論の末、政府が6月24日に決定した「規制改革実施計画」、
「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」では、「農業協同組合」「農業委員会等」「農地を所有できる法人（農業生産法人）」の在り方に関して、セットで見直しを断行すると提示されている。

総合農協の解体とも言える改革は、地域にとって重大な影響を及ぼしかねず、政府においては、これまで農業組織が地域において果たしてきた役割、その背景にある組織理念・構成などを踏まえた慎重な議論を十分に行うことが極めて重要である。

その上で、農業改革に当たっての組織・事業の改革においては、組織自身における自己改革の加速化を促し、政府として農協の自己改革を後押しするような支援を行っていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

内閣総理大臣様

農林水産大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児玉信治

以上でございます。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に対して反対者の発言を求めます。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） ないようですので、次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

11番 湯本市蔵君、登壇。

（11番 湯本市蔵君登壇）

11番（湯本市蔵君） 陳情第10号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

意見書案の中段にあります政府が6月24日閣議決定した規制改革実施計画等について、若干内容がよくわからないと思いますので、党の論文などを参考にしてちょっと考察してみたいと思います。ちょっと時間が長くなるかと思うんですが、ご理解をいただきたいと思います。

安倍政権は、農業潰しのTPP交渉に自分の公約に違反して参加をして、交渉のたびにアメリカに屈服して日本農業を売り渡す譲歩を重ねております。交渉の早期妥結に今突き進んでいるわけですが、その一方でTPP妥結を前提にした国内の農業改革に取り組んでいるということです。

中心的に目指されているのが、農業の競争力強化の名による市場原理の全面的な導入であり、全農地の8割をごく一部の担い手に集積する農業の大規模化や企業参入の促進であります。それと、ことしに入りまして安倍政権が改革の新たな課題として集中的に検討してきたのが、今問題になっている農業委員会、農業生産法人、農協の制度の見直しであります。政府は、規制改革会議の5月の農業改革に関する意見、それから6月の答申、これを踏まえまして6月24日に閣議決定した新成長戦略、規制改革実施計画などに3点の見直しをセットで断行すると、こういう方針であります。以下、これから改革案というふうに説明ありますが、今週には関連法案をまとめて来年の国会では成立させると言っているわけであります。

農業委員会、農業生産法人、それから農協は家族農業を基本とする戦後農政の中心に据えられてきた制度で、この改革案はそれらを実質的に解体し、戦後の農政を根本から覆す内容であります。農業と農村のあり方に重大な影響を及ぼし食料の安定供給や国土環境の保全という国民的課題の達成にも逆行する方向だというふうに私は考えております。

その背景には、先ほどの陳情のところで山本委員長が言ったように、企業が世界で一番活躍しやすい国づくりを公言し、その障害となる制度を岩盤と見立ててドリルで穴をあけると宣言する安倍首相の大方針があるというふうに思います。

安倍政権は新成長戦略の中で医療とともに農業を成長分野の一つに位置づけ、農外資本による農業、農村進出を強調しております。財界も企業のビジネスチャンスの拡大を狙い、農協や農業委員会の制度見直し、農地に関する規制の撤廃を執拗に迫ってまいりました。今回の方針は、農家や関係者の願いよりも、こうした財界の利益を露骨に代弁したものにほかなりません。同時に、今回の方針にはTPP反対運動の先頭に立ってきた団体を弱体化させ、TPP妥結への障害を取り除こうとする狙いもあります。国の農政に物を言う団体を潰し、農業者の口を塞ごうというわけであります。

これに対し、5月27日、全国農業委員会会長大会は、理解しがたい内容、決して容認できないと厳しい批判の決議を上げております。また、JAグループも6月2日、全国の組合長会議を緊

急に開き、J Aグループの解体につながると危機感をあらわにし、地方の道府県知事からも農協解体などには異論が続出しております。最終的に決定した改革案はそうした反発を受けて、当初の露骨な記述から抽象的な表現に改められた部分もありますが、基本的な方向は変わっておりません。

それでは、今回の農協の問題について若干考察してみたいと思います。

改革案は、全国農協中央会、全中や都道府県中央会を実質的に廃止する。販売事業や購買事業の全国連合体である全農を株式会社化する。単位農協から信用、共済事業を分離し、農林中金や全国共済農協連の代理店にする。準組合員の事業利用を制限するなどを打ち出しております。今後5年間を集中改革期間として農協グループに自己改革を強く迫っております。

中でも大きな焦点となったのは、農協中央会の廃止であります。当初の規制改革会議の意見では廃止と明記されましたが、最終的には新たな制度に移行するとされました。中央会が存続するかのような理解もありましたが、安倍首相は6月24日の農林水産業地域の活力創造本部で、現行の中央会制度は存続しないと明言しております。その理由も、中央会が単協の自立性、独自性を制約しているからというふうに言っているわけであります。

全中が農協の大規模合併などで単協に一律の方針を押しつけてきた面もありますが、単協への経営指導や監査、情報提供、そしてT P P反対など農家の声の全国的結集という点で重要な役割を果たしているのも事実であります。その廃止は、農協の全国的な連携を弱め、単協をばらばらにして農家の声を政府、行政に届ける役割を著しく弱めます。単協の自由の制約という点で考えますと、米の生産調整や大規模化の推進などを、全中を通じて全国の農協に押しつけてきた政府の姿勢こそが問われるべきであります。

そして、今、米の生産調整を廃止し市場任せの農政を打ち出した安倍政権にとっては、もはや農協を下請けさせる全中の役割はなくなったということで、中央会廃止の最大の狙いはT P P反対運動の司令塔潰しにあるというふうと考えられております。

全農については、株式会社化を可能にする措置を講ずると言います。地域の農協が農産物の共同販売や資材の共同購入を行うに当たって、大企業の流通企業と対抗するためには県や全国段階の共同が欠かせません。全農が株式会社になれば、他の会社と同様に独占禁止法の適用対象になります。価格カルテルなどは禁止され、全国レベルでの共同購入や共同販売は不可能になります。農家や単協がグローバル化した市場で単独で競争を強いられ、大企業の支配を一層促進するのは必至であります。

全農の株式会社化は、経済界との対等で自由な連携を行うためと言いますが、全農の事業を外資を含めた大企業の支配下に置かれ、全国の農家が長年にわたって蓄積してきた全農、農協の財産が食い荒らされることになりかねません。

それから、一番問題の単位農協の経営にとって影響が大きいのは、信用共済事業の農林中金や全国共済連への移管、窓口代理業化です。農協の事業というのは、農産物の販売、資材の購買などの共済事業、信用、貯金、貸し付け、共済、生命・建物事業、医療、各種サービスなど組合員

の要求を全般にわたって扱い、総合的に行っております。これは総合農協と言われるゆえんです。

志賀高原JAもそうなのですが、多くの農協では、経済事業の赤字を信用共済事業の黒字で補って経営を維持しているのが現実です。信用事業などを分離し、全国組織である農林中金などに移管することになれば、大多数の農協が経営破綻に陥るのは必至です。規制改革会議は信用共済事業の分離を、単位農協は農産物の有利販売と生産資材の有利調達に重点を置く必要がある経済事業に人的資源などをシフトできるようにするためだと言います。

議長（児玉信治君） 湯本議員に申し上げます。簡潔明瞭をお願いいたします。

11番（湯本市蔵君） もうちょいでございます。

農産物の共同販売や資材の共同購入が農家経済にとって重要であり、単協がそこに力を入れるべきであることは言うまでもありません。

しかし、信用共済事業の分離で農協経営そのものが行き詰まれば、その経済事業も、ましてや収益を生まない営農指導事業も維持できなくなることは明白です。規制改革会議の議論は日本の農協が総合農協として成り立っていることを無視した空論に過ぎません。

それから、準組合員の事業利用の制限、これも非農家である準組合員が全国的に組合員の過半数を超えているのは農業者の協同組合としてふさわしくないと、農産物の販売事業など農業者の待遇がおろそかになる要因にもなっているとして準組合員の事業利用の制限を打ち出しております。しかし、これをやりますと農協の事業は利用できなくなる一方、また農協もこの経営基盤の縮小悪化は避けられず、信用共済事業の分離と相まって農協経営の破綻、地域社会に深刻な打撃となって混乱をもたらすというのは明らかだというふうに思います。

最後に、半世紀以上が経過して農協や農業委員会の制度は時代に合わなくなっている、こういうふうに規制改革会議等は強調しておりますが、確かに規模がほぼ同じ農家が農村で大部分を占め、農地を所有し生産を担っていた戦後の一時期と違い、今日では農家の階層分化が進み、農業・農地の担い手が多様化し、農地の所有と利用の分離、農村の都市化、混住化も進んでいます。自治体や農協の広域合併も進展しました。それに対応した改革や取り組みが求められるのは当然です。

しかし、自然や国土の制約を大きく受け、小生産者が大半で他産業からの支配を受けやすい農業、地域の共有資源である関係者の協働によって守られる農地、食糧の安定供給や国土環境の保全のためには、競争、効率一辺倒に委ねられないなど、農業・農村の要する本質は現在も将来も変わりません。むしろ、グローバル化によって競争が激化する中では、家族農業やその共同の意味、地域の農業者による農地の管理の重要性は増しております。その点からも共同を担う農協、農民代表による農地の自主的な管理を行う農業委員会、地域の耕作者の権利を最優先する農地制度の基本は、将来に引き継いでいくべきであると考えております。

よって、意見書の後段の記述は私は正論だというふうに考えております。意見書の案文は陳情者のものを無修正でやっているわけでありますが、これも全国的な上部からの共通な文だということでございますので、当町としてもこの提出に賛成をする次第であります。

以上です。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

発委第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 14人で多数です。

したがって、発委第9号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出については、観光経済常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

16 発委第10号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出について

議長（児玉信治君） 日程第16 発委第10号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 先ほどは、陳情第11号を皆様にお認めいただき、ありがとうございます。

陳情第11号の可決を受けたことでの意見書提出となりますので、よろしく願いいたします。

発委第10号

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年9月24日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

平成26年9月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

それでは意見書を朗読させていただきます。

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書

去る7月1日、政府は、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行った。

集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。

このような憲法の基本原理に関わる重大な変更、すなわち憲法第9条の実質的な改変を、国民の中で十分に議論することすらなく、憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うということ

は背理であり、立憲主義に根本から違反している。

かかる閣議決定は、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。

さらに、閣議決定は、集団的自衛権の行使容認ばかりでなく、国際協力活動の名の下に自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大することまで含めようとしている点等も看過できない。

日本が過去の戦争への反省の下に徹底した恒久平和主義を堅持することは、悲惨な体験を受けたアジア諸国の人々との信頼関係を構築し、武力によらずに紛争を解決し、平和な社会を創り上げる礎になるものである。

日本が集団的自衛権を行使すると、国際法上、日本国内全ての自衛隊の基地や施設が軍事目標となり、軍事目標に対する攻撃に伴う民間への被害も生じうる。

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定は、立憲主義と恒久平和主義に反するものであり、かかる閣議決定に基づいた自衛隊法等の法改正も許されるものではない。

については、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を直ちに撤回するとともに、集団的自衛権を行使するための関係法律の改正等を停止するよう要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

防衛大臣様

長野県山ノ内町議会議員 児玉信治

以上であります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 10人で多数です。

したがって、発委第10号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに決定されました。

17 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

18 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

19 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について

20 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（児玉信治君） 日程第17から日程第21までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、5案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（児玉信治君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（児玉信治君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は9月2日から本日までの23日間の会期でありましたが、平成25年度各会計決算認定を初め補正予算3件、条例の一部改正1件、人事案件1件など多くの重要案件が慎重に審議されました。

とりわけ平成25年度一般会計を初め6特別会計、1事業会計の決算認定に当たっては、決算審査特別委員会を設置し、予算の適正なる執行とその効果について慎重かつ真剣に審査・審議をいただき厚く御礼申し上げます。

また、一般質問では12名の議員が登壇され、産業振興や教育問題、防災や人口問題など、さまざまな課題について活発な論戦を展開いただきましたが、今後の課題も浮き彫りにされたような気がいたします。

町長初め理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力ある

いはご答弁いただいたことを改めて感謝申し上げます。

なお、決算審査意見はもとより、一般質問や委員会が出されました意見や提言につきましては、今後の行財政運営や予算執行に十分反映されますよう、強く要望したいと思います。

18日未明発生した台風16号は温帯低気圧に変わりましたが、引き続き今後の影響が気がかりなところでございます。

これから秋の観光シーズンとともに農産物の収穫も最盛期を迎えますが、このまま災害のない、穏やかな日々が続くことを願っております。

これから日ごとに秋も深まってまいります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、引き続き町政発展にご尽力賜りますようお願いを申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（児玉信治君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成26年第3回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今議会定例会は、9月2日から23日間の長い会期中で、平成25年度決算審査を初め3日間の一般質問では、産業振興、福祉や教育、人口減少対策、災害対応を中心に活発なご議論をいただき、また提案いたしました案件につきましては原案どおりご承認いただきありがとうございました。

とりわけ平成25年度決算審査に当たりましては、特別委員会を設置され慎重に審議いただきましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。決算審査並びに一般質問においていただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の町政運営に十分反映してまいります。

ユネスコエコパークの取り組みや認知度向上、国内7地域の連携、志賀高原エコパークの山ノ内町、高山村のエリア拡大、信州山の日の制定PRなどを含め、9月19日、初めて全国ユネスコエコパークを開催したところ、7地域のエリアの代表、志賀高原ユネスコエコパークの5町村長、阿部知事、文部科学省、横浜国立大学、鈴木学長さんを初め、日本MAB計画委員会の信州大学など8大学、長野県、町内関係者など250名のご参加をいただき、開催できました。あわせて席上、ブランド力向上の一環として志賀高原ユネスコエコパークの統一ロゴマークも発表いたしました。

今後、観光や農業の振興、ユネスコスクールを初めとする環境教育などに、今回のサミット内容を大いに活用してまいります。

9月25日には旅行業者を対象に、志賀高原一ノ瀬で現地研修の開催など、これからの産業振興、元気なまちづくりに生かしてまいります。

なお、一昨日、9月22日、文部科学省に伺い日本ユネスコ委員会責任者加藤国際統括官に全国サミットのお礼と来年度開催予定の東アジア会議の日本開催とともに、志賀高原への誘致の意見交換をいたしました。初めての全国サミットの開催提案や成功に謝意をいただくとともに、東アジア会議の志賀高原での来年度開催について確認を得ました。

あす25日、長野県知事、竹花村長へ、また来週9月29日には群馬県側の3町村長に報告し、今後文部科学省、横浜国大と打ち合わせをし、開催時期等決定し、万全を期してまいります。

9月22日、東京で6月1日開催したABMOR Iの25年度、26年度の決算見込みや実行委員会の提言、反省などをもとに打ち合わせを行いました。費用の節減、町内の協力体制のよさ、海老蔵人気による24都府県からの参加状況などにご意見をいただき、日本テレビではBS番組制作中とのこと。初めてであったこと、2月20日の記者会見から本格準備での対応の課題や次年度は県補助・寄附金の集め方、経費節減などさまざまなご意見をいただきました。来年も6月下旬に開催する方向ですが、今後、海老蔵さん、宮脇先生、長野県などと十分連絡を密にし、ご縁をいただいた市川海老蔵さんとの日本の森づくり、環境問題など長期計画として会場、参加者、寄附金・補助金の受け入れ、経費節減、募集窓口、参加費、事前やアフターのPRとともに、東京オリンピックも視野にした長期計画の自立など万全を期してまいります。

9月25日、種なし巨峰、11月26日サンフジのブラッシュアップ品評会、10月7日から8日、第2回山ノ内町観光大使杯三遊亭円楽ゲートボール大会、10月10日戦没者追悼式、10月13日全国煙火大会、10月24日初めての横浜市での物産展を初め、当町のおいしい果樹などのPR・地産外商としてのトップセールスの展開、10月25日から26日第1回志賀高原ロングライドとしての志賀高原から木島平、野沢温泉、栄村を周る115キロの自転車レース、10月25日から26日、須賀川での新そば祭り、10月28日、合同金婚式など、これから催しが多彩に行われます。これからも観光や農業の振興をもとに、元気なまちづくり情報発信に努めてまいります。

8月7日のテレビで流れたテロップを見られ、驚かれた方が多かったと思いますが、当日15時40分に発表されました長野県土砂災害警戒情報第1号で山ノ内町と発表され、私もびっくりし、一瞬横湯川上流、落合地籍かと思い、直ちに確認したところ、岩菅山裏の魚野川溪谷とのこと、ユネスコエコパークでも、唯一エリアから外した地域であります。人家が全くない場所で、そのまま新潟県へとなる場所でしたが、そうしたこともあり湯沢砂防事務所の取り計らいでヘリコプターによる危機管理室、建設水道課職員とともに同地籍を初め横湯川、角間川上流など全町上空から視察し、治山・治水対策、土石流対策の参考にし、今後の防災対応に努めてまいりたいと思っております。

懸案でありました北部地区での医療として11月7日金曜日より、城下医院すがかわ診療所として、城下博夫先生のご協力により診療が始まることになりました。法律上、週1回とは言え北部地区を初め新たな地域医療施設として、町では地域医療の拠点として、住民や観光客の健康を守るため、全面的に協力し対応してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては健康に十分御ご留意いただき、ますますご活

躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。
ありがとうございました。

閉 会

議長（児玉信治君） これにて、平成26年第3回山ノ内町議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

(閉 会) (午後 4時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員